

第四次環境基本計画（第 6 節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組部分）調査票

1. はじめに

本調査票は、中央環境審議会総合政策部会において行われる第四次環境基本計画の第 4 回（平成 28 年）点検・評価において、同計画中の「第 6 節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」（以下「循環分野」という。）を点検・評価するための基礎資料として用いるものです。

環境基本計画の循環分野については、担当する部会（循環型社会部会）においてまず点検・評価を行うこととなっており、本調査票を用いて各省庁からヒアリングを行った後、循環型社会部会において循環分野の点検・評価（案）を作成し、総合政策部会に報告することとなっています。その際、本調査票は参考資料として配布する予定です。

2. 本調査票の構成

本調査票は、第四次環境基本計画の循環分野のうち、「重点的取組事項」とされている下記の国の取組を対象としています。

＜重点的取組事項＞

- ①「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化
- ②低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組
- ③ 2 R を重視したライフスタイルの変革
- ④地域循環圏の形成
- ⑤循環分野における環境産業の育成
- ⑥安全・安心の観点からの取組強化
- ⑦国際的な取組の推進

「定量指標」については、「重点的取組事項」の進捗状況を定量的に把握するために参考となる指標であり、主に第三次循環型社会形成推進基本計画の点検結果（第 1 回・第 2 回）から引用しています。

「省庁の取組例」については、平成 27 年度までの取組について、主に第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検結果（第 1 回・第 2 回）から引用しています。

「評価及び理由」については、「重点的取組事項」を、「定量指標」及び「省庁の取組例」に照らして下記の 3 段階に分けて評価し、その理由を記載しています。

＜評価のメルクマール＞

- ：取組が進んでいるものの、次期計画でも取組が引き続き必要と考えられるもの
- △：現行取組では不十分であり、次期計画では取組強化が必要と考えられるもの
- ×：現行で取組がなされておらず、次期計画では取組を削除するか、取組の抜本的強化が必要と考えられるもの

「今後の課題」については、「評価及び理由」に照らして、今後取り組むべきと考えられる取組を記載しています。

「第三次循環基本計画での対応部分（参考）」については、環境基本計画上の記載である「重点的取組事項」に対応する、あるいは近い第三次循環型社会形成推進基本計画中の国の取組を記載しています。

3. 各省での作業内容

事務局において、第四次環境基本計画の循環分野、及び第三次循環型社会形成推進基本計画の点検結果（第 1 回・第 2 回）を参考に、「重点的取組事項」「定量指標」「省庁の取組例」「評価及び理由」「今後の課題」「第三次循環基本計画での対応部分」の原案を記載しています。

関係各省におかれては、特に「省庁の取組例」（※漏れている取組がある場合には追記、あるいは取組例が妥当でない場合には削除）、「評価及び理由」（※記載が妥当でないとする場合には修正）、「今後の課題」（※記載が妥当でない場合には修正）を確認いただきました。

重点的取組事項 (※環境基本計画抜粋)	定量指標	省庁の取組例 (※主に循環基本計画点検から引用)	評価及び理由	今後の課題	第三次循環基本計画での 対応部分(参考)	
①「質」にも着目した循環資源の利促進・高度化	A. 排出者責任・拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数 	<ul style="list-style-type: none"> ●使用済製品について、廃棄物処理法に基づく広域認定制度等による製造事業者等の自主回収及び再生利用を促進。(平成28年3月末一般廃棄物96件、平成28年3月末産業廃棄物253件)【環境省】 ●各種リサイクル法の執行及びその評価・見直しや取組状況の点検を行い、排出者責任、拡大生産者責任に基づく各種リサイクルや業界による環境配慮設計の進捗を確認【環境省・経済産業省・農林水産省】 	(△) 廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づく排出者責任・拡大生産者責任の徹底は進んでいるものの、法定外の製品に係る製造段階からの環境配慮設計については、十分な評価・分析がなされていない。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、循環基本法に基づきつつ、拡大生産者責任の徹底を図る必要がある。 各種リサイクル法の対象外の製品についても、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握し、取組を進めて行く必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【1(2) 使用済製品からの有用金属の回収】 ③拡大生産者責任の理念に基づき素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。 また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。 【5(1) 廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成】 ②環境配慮設計や資源生産等の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。 【7 各個別法の対応】
	B. 貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指す。 また、自動車や超硬工具等のレアメタル等を多く含む主要製品全般を横断的に対象として、レアメタル等のリサイクルに係る最適な対応策を幅広く検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電等の使用済製品からベースメタル等の有用金属の回収を推進するため、平成25年4月から小型家電リサイクル法を施行【環境省・経済産業省】 ●小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業計画の認定を進めるとともに、市町村における小型家電の回収体制の構築を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発等を展開【環境省・経済産業省】 ●使用済自動車に含まれる貴金属等の効率的な回収・リサイクルや家電等の高効率破碎・選別への支援やコバルトを含むリチウムイオンバッテリー、タングステンを含む超硬工具のリサイクルを支援【環境省・経済産業省】 	(○) 小型家電等の使用済製品からベースメタル等の有用金属の回収を推進するため、平成25年4月より小型家電リサイクル法が施行されている。 (○) ベースメタル等を含む主要製品について家電リサイクル法等に基づいてリサイクルを推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電のさらなる回収量の増加、再資源化の質の向上を促進していくため、地域に応じた効率的・効果的な回収方法の検討や、認定事業者の回収・処理・選別技術の高度化に向けた取組を促し、制度の安定的運用に努める必要がある。 ●小型家電に限らず、家電四品目やその他の使用済電気電子製品の回収量を増大させ、都市鉱山の利用を拡大する必要がある。 ●次世代自動車や太陽光発電パネルといった今後普及が進む製品からのレアメタル等のリサイクルを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【1(2) 使用済製品からの有用金属の回収】 ①小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア) 市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ) 制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ) 各主体間の連携促進等を行う。 ②次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。 	
	C. リサイクルの質を向上させ、水平リサイクルのような高度なリサイクルを定着させることを目指し、 a. 循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●循環利用率 ●出口側の循環利用率 ●循環型社会ビジネス市場規模 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの利用促進のための材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具メーカー等のマッチング等を実施【環境省】 ●食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者及び地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による、リサイクル・ルー 	(○) 一部製品については、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業の連携の促進が図られている。 (○) 高度な又は効率的なリサイクルに向けた技術開発・普及支援がなされている。 (○) リサイクルを進め	<ul style="list-style-type: none"> ●一部製品について、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業の連携が見られるものの、限定的であり、循環資源全体へ取組を広げていく必要がある。 ●製造事業者とリサイクル事業者での情報の共有が行われておらず、取組を進める必要がある。 ●高付加価値で効率的なリサイクルの実現に向け、技術開発・普及を強化する必要がある。 ●静脈物流コストは削減の余地があり、引き続き効率化を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【1(2) 使用済製品からの有用金属回収】 ③拡大生産者責任の理念に基づき、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。 また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。 【1(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進】 ①循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。

<p>b. 高付加価値化、リサイクル費用の低減に向けた技術の開発・普及</p> <p>c. その他制度面での検討も含めた、リサイクルに資する各種施策の推進を行う。</p> <p>この際、資源の重要性を踏まえつつ、リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギー量の大幅な増加などの環境負荷を招かないよう、LCAの観点を重視する。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの低減を図るための取組の検討を進める。</p>			<p>ブ形成の促進のためのマッチング等を実施【環境省・農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エコタウンにおける動静脈連携等を推進するための支援【環境省・経済産業省】 ●自動車メーカー、整備業者、コンパウンダーが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業や、アルミ合金やペットボトルの水平リサイクルを可能にする選別設備・店頭回収機の導入支援を実施【環境省】 ●環境研究総合推進費により、「3R・適正処理の徹底」、「レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築」に係る研究・開発として、平成26年度に18件、平成27年度に16件を採択し、同研究・開発を支援【環境省】 ●平成26年度に鉄スクラップを原料として自動車用の鋼材及び自動車用部品を試作し、その品質について検証を行うことで、自動車等の原材料に鉄スクラップを用いることを実証し、平成27年度には、パルス破碎を用いた家電製品の高効率の解体技術等を実証。【環境省】 ●プラスチック製容器包装について、プラスチック再生材料を利用するメーカー等に対するヒアリングを行い、プラスチック再生材料の物性やより高付加価値な用途へ利用するために必要な再生処理技術等について分類・整理し、潜在需要及び処理技術向上について検討【経済産業省】 ●地域循環圏の高度化のためのガイドラインの改善・普及やモデル事業を実施【環境省】 ●バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、そ 	<p>るための各種支援事業、マッチング、ヒアリングなどが実施されている。</p> <p>(○) リサイクルにおけるLCA分析については、低炭素・省CO2型のリサイクル支援を実施している。</p> <p>(○) 静脈物流コストの低減を図るための取組を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルにおけるLCAの観点強化のため、低炭素なリサイクルや、環境負荷の低いリサイクルを推進する必要がある。 ・リサイクルの推進のために、動静脈連携や技術開発・物流効率化に加え、循環資源の確保や回収量の増大、安定的かつ質の高い再生材供給などを総合的に進めて行く必要がある。 	<p>②リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p> <p>【3 地域循環圏の高度化】</p> <p>① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（注33）、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p> <p>② 地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。</p> <p>それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山漁村地域では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p> <p>③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p> <p>④ 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p> <p>また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図る。</p> <p>【5 循環産業の育成 (2) 静脈物流システムの構築】</p> <p>④廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。</p>
---	--	--	--	---	---	---

			<p>の残さ物によって地下水汚染が生じないようにモデル事業を実施【環境省・農林水産省】</p> <p>●農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援【農林水産省】</p> <p>●静脈物流のモーダルシフトや輸送効率化を図る事業への支援を実施【環境省・国土交通省】</p>			
<p>D. Aの観点から、個別リサイクル法について必要な見直しを行う。また、現在、個別リサイクル法の対象外となっているものを含めて、循環資源について、実態把握を行った上で、更なる活用を図る。</p> <p>さらに、循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p>	<p>・循環利用率</p> <p>・出口側の循環利用率</p> <p>・具体的な3R行動の実施率</p> <p>・各種リサイクル法の法定目標</p>	<p>●容器包装リサイクル法について、平成28年5月の中央環境審議会と産業構造審議会の第18回合同会合で取りまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、関係主体が連携した消費者に対する情報発信や、再生材の質を重視した入札制度の見直し等が提言された。また、国全体としての目標設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべきであるとされた。【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>●家電リサイクル法について、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合における「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成26年10月）及び平成27年1月の合同会合での議論を踏まえ、家電リサイクル法の基本方針を改正し、廃家電の回収率目標（平成30年度までに56%以上）等を規定するとともに、政令を改正し、法定の再商品化率を引き上げた。【環境省・経済産業省】</p> <p>●建設リサイクル法について、社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会</p>	<p>（○）各種リサイクル法について、適宜審議会において施行状況の評価・見直しが行われた。</p> <p>（△）リサイクル法の対象外となっているものについては、十分な実態把握や検討が行われていない。</p> <p>（△）消費者に対する3Rの普及啓発が図られているが、循環資源について、どのように収集され利用されるのか、十分に把握するには至っていない。</p>	<p>・引き続き、個別リサイクル法について必要な評価・見直しを実施する必要がある。</p> <p>・リサイクル法の対象外となっているものについて、その実態把握を進めるとともに、活用を図る観点からの検討を進める必要がある。</p> <p>・消費者が循環資源の収集方法や利用方法について容易に把握することが出来るような発信方法を検討し、発信を進めて行く必要がある。</p>	<p>【1（3）水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進】</p> <p>③循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p> <p>【7 各個別法の対応】</p> <p>（3）容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）</p> <p>平成18年度の容器包装リサイクル法の改正では、容器包装多量利用事業者による定期報告制度や市町村への資金拠出制度の創設等の措置が講じられ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進や再商品化の合理化等の取組が進められてきた。</p> <p>平成25年4月には改正容器包装リサイクル法の完全施行から5年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（4）家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）</p> <p>平成13年の法施行から5年が経過した平成18年から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価・検討が行われ、平成20年2月にその結果がとりまとめられた。これを受け、液晶テレビ等の対象品目の追加、再商品化基準の強化、リサイクル料金の低減化、指定引取場所の共有化、不法投棄等の支援などが実施された。</p> <p>また、当該検討結果においては、5年後を目途に制度検討を再度行うことが適当としているため、制度の施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（5）小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）</p> <p>使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずる事により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、小型家電リサイクル法が、平成24年8月に公布され、25年4月から施行された。</p> <p>本制度の円滑な施行のためには、多数の市町村の参加と、認定事業者の安定した事業の継続が重要である。このため、既存の取組ともあいまってできるだけ多くの小型電子機器等の回収と有効利用がなされるよう、制度に参加する市町村や認定事業者に対して支援を行い、新規かつ効果的なリサイクル制度としての定着を図る。</p> <p>（6）食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）</p>	

			<p>の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」での審議を経て取りまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」（平成26年8月）を踏まえ、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定。同計画において、個別品目ごとの平成30年度目標値を設定【国土交通省、環境省】</p> <p>●食品リサイクル法について、中央環境審議会と食料・農業・農村政策審議会の合同会合における「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（平成26年10月）を踏まえ、食品関連事業者による再生利用等の実施率について、新たな目標を平成27年7月に公表した。また、食品廃棄物等の発生抑制のため、食品関連75業種のうち平成26年に26業種、平成27年に5業種に目標値を設定した。【環境省・農林水産省・財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>●自動車リサイクル法について、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」（平成27年9月）を取りまとめ、省令改正等を進めた。【環境省・経済産業省】</p> <p>●小型家電リサイクル法について、再資源化事業計画の認定を進めるとともに、市町村における小型家電の回収体制の構築を進めるための支援事業や、説明会・普及啓発等を展開【環境省・経済産業省】</p> <p>●循環型社会形成に向けた我が国の3R関連法制度や各種リサイクル法に関する統計資料等を提供する「資源循環ハンドブック」の作成・配布等を行った。【経済産業省】</p>		<p>食品廃棄物については、家庭での取組も含めフードチェーン全体での食品ロス削減に向けた取組を地方公共団体とも連携しつつ推進する。また、食品関連事業者に対しては、平成24年4月に16業者に対し、発生抑制の目標値を暫定的に設定したことから、今後、データの検証を踏まえ、平成26年度目途の他の業種と併せた本格実施に向け検討を行う。</p> <p>再生利用対策については、これまで再生利用が十分進んでいないサプライチェーンの川下（流通、外食）及び家庭での再生利用をより進めていくため、民間リサイクル事業と地方公共団体の連携強化を図りながら、従来の肥飼料化の取組に加え、食品廃棄物のバイオマス利用促進の観点から、バイオマス事業化戦略を踏まえ、肥飼料への再生利用が困難なものについては、固定価格買取制度も活用しつつメタン発酵によるバイオガス化等を促進し、地域の特性に応じた食料・エネルギーの地産地消の体制を構築する。</p> <p>なお、平成24年12月に改正食品リサイクル法が施行されてから5年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、上記の観点も含め施行状況の点検を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（7）建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）では、見直し規定に基づき、平成19年11月から中央環境審議会と社会資本整備審議会の合同会合で評価・検討を行い、平成20年12月にその結果が取りまとめられ、建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等は着実に進展しており、特定建設資材廃棄物をはじめとして建設廃棄物全般の再資源化等率は向上し高いレベルで推移していると評価された。また、取りまとめを受けて、関係省令の改正を行ってきた。</p> <p>引き続き、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図る。さらに、関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていく。</p> <p>（8）自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）</p> <p>自動車リサイクル制度については、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において自動車リサイクル法施行後の状況等を確認した上で、自動車破砕残さ等の再資源化目標を達成し、使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数も大幅に減少するなど、概ね順調に機能していると評価されている。</p> <p>今後とも、鉄スクラップ市況等に左右されず、生産からリサイクル・処理に至る各関係者の適切な役割分担の下で、制度が着実に機能するよう確認・検討していく。特に、違法解体・不適正輸出に対する一層実効性の高い対策や、レアメタルが含まれるハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等の検討を行う。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組</p>	<p>A. 3Rの取組が進めば、廃棄物の焼却量や埋立量が減少し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの排出量もこれにより減少する。 このことを十分踏まえ、低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る。 また、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を抑制する。</p>	<p>・廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移 ・廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備、エコタウンの低炭素化等を支援【環境省】 ●循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制への強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する重点化や、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に関するマニュアルの改訂を行い、自治体へ周知【環境省】 ●民間の廃棄物処理事業者による地球温暖化対策を支援【環境省】 ●（再掲）バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようモデル事業を実施【環境省・農林水産省】 ●（再掲）農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援【農林水産省】 ●下水道汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定を推進するとともに、バイオガス利用に係る事業を支援。また、平成26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を策定。さらに、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発を実施【国土交通省】 ●「3R行動見える化ツール」の簡易版の作成や対象行動の拡大（食品ロス削減など）を実施。また、官民連携によるフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動を展開【環境省・消費者庁・農林水産省】 	<p>（○）廃棄物部門由来の温室効果ガスの排出量は低減傾向にある。 （○）バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等の進展により、他部門における温室効果ガスの排出削減が進んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制や処理の効率化等により、廃棄物部門における温室効果ガス排出量のより一層の低減を図る必要がある。 ・バイオマス系資源や廃棄物発電に留まらず、3R全体の推進によって、他部門や化石燃料由来の温室効果ガス排出削減を進める必要がある。 ・SDGsの目標も踏まえ、我が国として食品ロス削減の取組を加速化させるため、我が国の食品ロス削減目標の設定など、目に見える取組の強化が必要である。 	<p>【2 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組】</p> <p>①低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。このため、4の（2）に規定する廃棄物発電設備など熱回収施設整備の推進を行う。</p> <p>②バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や、廃棄物発電等の熱回収への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。</p> <p>③自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）に基づくバイオマス資源の利活用を促進する。 また、森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）に基づいて、森林施業の集約化や路網整備の加速化、人材育成など森林・林業の再生を図り、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p> <p>【4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用】</p> <p>①廃棄物発電等の熱回収の高度化を図るため、（ア）地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、（イ）廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、（ウ）民間事業者が行う高効率の廃棄物発電等を行う施設の整備の促進、（エ）廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及、（オ）マニュアルの作成など廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。</p> <p>②焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの有効利用を進める。</p> <p>③バイオ燃料の生産拡大や、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p> <p>④下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組や下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>
---------------------------------	---	--	--	---	---	--

	<p>B. 化石系資源や鉱物資源の投入量の抑制は、資源採取に伴う生物の生息・生育環境の損失の防止につながる。また、自然界での再生可能なバイオマス系循環資源を活用することで、農地・森林の保全や里地里山固有の生態系の保全が図られる。</p> <p>このことを十分踏まえ、化石系資源や鉱物資源の効率的な使用や持続可能な農林漁業の推進を行うとともに、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源生産性 ・天然資源等投入量の資源種別の推移 ・バイオマス系の廃棄物等のリサイクル率の推移 ・バイオマス系資源投入量 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようにモデル事業を実施【再掲】【環境省・農林水産省】 ●木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発、供給・利用推進のための施設整備を実施し、効率的・安定的な木質バイオマス利用の取組を推進【農林水産省】 ●木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業を実施し、効率的・安定的な木質バイオマス利用の取組を推進【環境省・農林水産省】 ●（再掲）農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援【農林水産省】 ●環境保全型農業直接支払いによる支援や、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、有機農業を推進【農林水産省】 ●木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定に対する支援【環境省】 	<p>(○) 化石系資源については、近年投入量が增大しているが、主に燃料炭の増大によるものとなっている。鉱物資源については、天然資源等投入量はほぼ横ばいとなっている。いずれも、リサイクル量は増大している。</p> <p>(○) 草木質資源等の未利用資源の利用については、バイオマス系の廃棄物等のリサイクル量は増大している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、プラスチックなどの化石系資源や鉱物資源のリサイクルを推進する必要がある。 ・引き続き、モデル事業の横展開やバイオマス産業都市の取組の推進など、草木質資源等の未利用資源の利用拡大を図る必要がある。 	<p>【2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組】</p> <p>④資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。</p> <p>⑤また、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p>
<p>③ 2Rを重視したライフスタイルの变革</p>	<p>A. リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組がより進む社会システムの構築を目指す。</p> <p>このため、以下の取組を実施する。</p> <p>a. 国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率 ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 ・具体的な3R行動の実施率 ・びんのリユース率の推移 ・リユース・シェアリング市場規模 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の促進及び住民の意識改革を進めるため、市町村等による一般廃棄物処理の有料化の取組を支援【環境省】 ●一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示した一般廃棄物会計基準等のガイドラインの周知等を通じ、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援【環境省】 ●（再掲）「3R行動見える化ツ 	<p>(△) 国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組の制度的な位置付けについては、有料化の取組に加え、食品リサイクル法に基づく排出抑制目標が設定されたに留まる。</p> <p>(△) 3R行動の見える化については、ツールは開発されたものの、普及の程度が明らかでない。</p> <p>(△) リユース及びリユースビジネスの拡大については、近年、横ばいの状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一般廃棄物の排出抑制及び住民の意識改革を進めるために経済的インセンティブを活用することとともに、今後、他の手法も含めた2R推進のためのポリシーミックスを推進する必要がある。 ・3R行動の見える化の推進については、今後、国民や企業による利用拡大を図っていく必要がある。 ・（再掲）SDGsの目標も踏まえ、我が国として食品ロス削減の取組を加速化させるため、我が国の食品ロス削減目標の設定など、目に見える取組の強化が必要である。 ・リユース業界の優良化やリユースへの意識の向上を一層進め、リユース品の活用やリユースに係るビジネスの市場拡大を図っていく必要がある。 	<p>【1（1）2Rの取組がより進む社会経済システムの構築】</p> <p>①社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。</p> <p>③リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令遵守体制（コンプライアンス）の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。</p> <p>また、経済活動に適合し、2Rにビジネスベースで取り組む象徴的な事例を創出・定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。</p> <p>④「3R行動効果の見える化」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する。また、3R行動効果の結果を簡易に販売促進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。</p>

	<p>b. リサイクルも含めて、個々の消費者・事業者が実際に取り組むことができる 3R 行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する(3R 行動効果の見える化)</p> <p>c. リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係るビジネスの市場につながるような環境を整備する。</p> <p>この際、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。</p>		<p>ル」の簡易版の作成や対象行動の拡大(食品ロス削減など)を実施。また、官民連携によるフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動を展開【環境省・消費者庁・農林水産省】</p> <p>●関係主体が連携したリユース実証事業や、適正なリユースを判断するための中古品ガイドラインや廃棄物該当性の判断基準を示した【環境省】</p>			<p>【5(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成】</p> <p>③リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質確保に向けた取組を促進する。</p>
	<p>B. 2R の取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の軽量化、リターナブル容器の利用、長期間使用することのできる製品の開発等の川上の事業者の積極的取組が必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。</p>	<p>・容器包装の軽量化のデータ</p> <p>・びんのリユース率の推移</p> <p>・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況</p>	<p>●容器包装のリデュースを図るため、内容物当たりの容器包装使用重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図るとともに、各主体間の積極的なコミュニケーションを促し、商品の製造段階における環境配慮設計を促進【環境省】</p> <p>●関係主体が連携したびんリユースを促進するための実証事業や関係者による協議会の設置等について支援【環境省】</p> <p>●容器包装の環境配慮設計に関する国際規格として ISO 18602(包装の最適化)及びこれに対応する国内規格として JIS Z 0130 が制定されており、これらの普及啓発を図る【経済産業省】</p>	<p>(○) 容器包装の軽量化が着実に進展している。</p> <p>(△) リターナブル容器の利用は減少している。</p> <p>(△) 2R 取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくりについては、十分に取組まれていない。</p>	<p>・今後、リターナブル容器の利用の推進を図る必要がある。</p> <p>・今後、事業者が 2R 取組に向かうインセンティブの検討を進める必要がある。</p>	<p>【1(1) 2R の取組がより進む社会経済システムの構築】</p> <p>② 2R の取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者の積極的取組を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。</p> <p>また、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。</p>
④ 地域循環圏の形成	各都市・各農村において、廃棄物と	・バイオマス系の廃棄物等のリサイ	●エコタウン等におけるモデル的な資源循環事業や低炭素な資源循	(△) 地域循環圏の概念の高度化や更なる発展	・今後、循環型社会の形成のみならず、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる地域循環圏の	【3 地域循環圏の高度化】
						①各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地

	<p>して処分され、又は未利用のままになっているバイオマス系循環資源等を収集し、地域内で循環利用することができれば、循環型社会の形成に資するのみではなく、地域振興、地域経済の活性化等を図ることができる。</p> <p>このため、循環資源の種類によって、循環させることが適当な範囲が異なってくることを十分踏まえつつ、地方公共団体等の各主体が連携・協働して形成する最適な規模の地域循環圏を構築できるよう、地域循環圏の概念の高度化や更なる発展のための戦略的な計画を策定することを検討する。</p>	<p>クル率の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による循環基本計画の策定数 ・地域循環圏形成のための取組数 	<p>環事業への取組を支援【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（再掲）地域循環圏の高度化のためのガイドラインの改善・普及やモデル事業を実施【環境省】 ●（再掲）バイオマス資源を活用したバイオガス発電の導入促進とともに、その残さ物によって地下水汚染が生じないようモデル事業を実施【環境省・農林水産省】 ●（再掲）農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた取組を支援【農林水産省】 ●（再掲）木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定に対する支援【環境省】 ●（再掲）食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等による、リサイクル・ループ形成の促進のためのマッチング等を実施している。【環境省・農林水産省】 	<p>のための戦略的な計画策定の検討はなされているものの、十分な高度化や計画策定はなされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス産業都市、エコタウン事業や食品リサイクル・ループなど、地域の特性に応じた循環の取組は各地で進められているが、十分な実態把握には至っていない。 	<p>拡大に向け、概念整理や計画策定のみならず、実態把握・実際の循環圏形成に向けた取組を強化する必要がある。</p>	<p>域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画、バイオマス事業化戦略（平成 24 年 9 月 6 日バイオマス活用推進会議決定）に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p> <p>②地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。</p> <p>それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山漁村地域では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p> <p>③バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す 6 次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p> <p>④製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p> <p>また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図る。</p> <p>⑥上記を含む地域循環圏づくりを横断的に支援する観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏づくりに活用できる地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。</p>
--	---	---	--	--	--	--

<p>⑤ 循環分野における環境産業の育成</p>	<p>A. 廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、有用な資源を回収し、それを積極的に循環利用する循環分野における環境産業の確立を目指す。また、循環型社会の形成を通じて、環境配慮を通じた成長の達成やグリーン・イノベーションの実現に向けた取組を推進する。</p> <p>そのためには、個々の廃棄物処理事業者の企業努力に加えて、水平リサイクルのような高度なリサイクルが社会的に評価され、持続可能性を持って社会に定着することが必要となる。</p> <p>他方で、リサイクルを推進することで、廃棄物が不法に運搬・処理されるような事態とならないよう留意する必要がある。</p> <p>これらを十分踏まえ、①に規定する取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・循環利用率 ・グリーン購入の意識 ・不法投棄・不適正処理の件数・量 ・循環型社会ビジネス市場規模 ・循環型社会ビジネス雇用規模の推移 	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入の推進に資するため、環境ラベルやデータ集などの製品の環境情報を提供する各種の制度をインターネット上で紹介する「環境ラベル等データベース」を継続して運用し、掲載情報を随時更新【環境省】 ●グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを適宜実施【環境省】 ●グリーン購入法及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進するとともに、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施【国土交通省】 ●国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施されるなど、優先したグリーン購入及び環境配慮契約を実施【各省庁】 	<p>(○)循環分野における環境産業は拡大している。</p> <p>(△)水平リサイクルのような高度なリサイクルが社会的に評価され、定着するには至っていない。</p> <p>(○)不法投棄・不適正処理の件数・量は減少傾向にあり、リサイクルの推進と廃棄物の不適正処理のデカップリングが実現している。引き続き、リサイクルを推進することで、廃棄物が不法に運搬処理されることがないように留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮を通じた成長の達成やグリーン・イノベーションに繋がる取組を一層進める必要がある。 ・環境物品等の購入の更なる促進等を通じて、高度なリサイクルが社会的に評価されるような仕組みを構築する必要がある。 	<p>【5（1）廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成】</p> <p>④循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。</p> <p>また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。</p> <p>⑤国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品にも重点を置いて3R製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。</p> <p>【6 廃棄物の適正な処理（1）不法投棄・不適正処理対策】</p> <p>② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。</p> <p>③ 地方公共団体と連携して、毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。</p> <p>④ 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。平成9年の廃棄物処理法改正法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）に基づく財政支援を行う。これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して指導・支援を行う。</p>
	<p>B. 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行うような事業者が淘汰されるような環境整備を図るため、優良産廃処理業者認定制度の普及や優良事例の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及率 ・優良認定された産業廃棄物処理業者数 	<ul style="list-style-type: none"> ●優良産廃処理業者認定制度を運用し、平成25年には環境配慮契約法において優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備し、さらに、これらの制度の浸透を図るため、コンソーシアム事業や優良処理業者の情報発信サイトの機能強化を実施し、認定者を増大【環境省】 ●産業廃棄物の適正処理を推進す 	<p>(○)優良産廃処理業者認定制度に基づく認定事業者数は増大している。</p> <p>(△)電子マニフェストは着実に普及しているものの、平成28年度目標の達成は難しい状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、優良処理業者が優位に立てる環境づくりを継続して進めるとともに、優良処理業者の育成につながる電子マニフェストのシステム改善・普及啓発に一層努めることが必要。 	<p>【5（1）廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成】</p> <p>①産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。</p> <p>⑤産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p> <p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>

	<p>情報発信を強化する。</p> <p>また、排出事業者、処理業者の情報管理の合理化を図るため、電子マニフェスト等の情報技術の一層の活用を図る。</p>		<p>る電子マニフェストの普及拡大を図るためのシステム改良や講習会等を実施（電子マニフェストの普及率：平成26年度39%、平成27年度42%）【環境省】</p>			
	<p>C. 我が国の高い3R技術を地球規模の循環型社会の構築にいかすとともに、我が国の産業の発展、ひいては経済成長に貢献するため、循環分野における環境産業の海外展開を支援する。</p>	<p>・海外展開支援数</p>	<p>●我が国循環産業の戦略的国際展開や育成を支援する事業を展開【環境省】</p> <p>（平成28年3月時点で、既に事業化したもの又は事業化の目途が立っており、最終的な準備を進めている件数が4件、合併契約・覚書締結・入札まで至った件数が9件、二国間オフセット・クレジット制度などの他の事業に発展した件数が8件）</p> <p>●「国際研究開発・実証プロジェクト」において、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証を実施【経済産業省】</p> <p>●インドネシア、中国等とのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、調査・能力開発支援を実施【環境省】</p>	<p>（○）海外展開を行う事業者の支援を継続実施し、一部の案件について、既に事業化又は事業化の目途が立ちつつある。</p>	<p>・引き続き、アジア等でのリサイクルビジネスの事業実施可能性調査の実施や都市計画段階への関与等により、事業化を促進する必要がある。</p> <p>・同時に、引き続き、我が国循環産業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国の自治体を持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国の自治体・政府に対して、制度設計・整備・運用の支援等を実施する必要がある。</p>	<p>【9 国際的取組の推進】</p> <p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャンネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。</p> <p>また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p> <p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>
<p>⑥安全・安心の観点からの取組の強化</p>	<p>A. 循環型社会の形成を図る上では、有害物質を含む循環資源について、環境・健康に悪影響を及ぼさないよう、適正に処分又は循環利用を行うことが必要不可欠であることから、アスベスト、PCB、鉛等の有害物質について、最新の科学的知見に基づき、適正処理を図る。</p>	<p>・PCBの処理状況</p>	<p>●アスベストの適正処理について、無害化処理認定の審査を適切に実施【環境省】</p> <p>●PCB処理特措法の改正を行い、政府一丸となって取り組むためにPCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めるようにしたこと、高濃度PCB廃棄物を計画的処理完了期限より前の処分を義務付けたこと、PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について都道府県市による事業者への報告徴収や立入検査権限を強化したこと及び高濃度PCB廃棄物の処分に係る都道府県市による代執行を行うことが出来る</p>	<p>（○）アスベスト、PCB、水銀、埋設農薬について、適正な処理が進められている。PCBについては、PCB特別措置法施行後もPCBの処理が当初想定していたよりも遅れていたことから平成26年にPCB廃棄物処理基本計画を改定し、計画的処理完了期限を延長した。期限内の処理の完了を確かなものとするため平成28年にPCB特別措置法の改正を行った。</p>	<p>・アスベストについて、引き続き適正に無害化処理を行うことが必要である。</p> <p>・引き続き、PCB廃棄物処理基本計画に定められた処理完了期限までの一日でも早く安全かつ確実な処理を目指し、期限内処理の達成のための措置を講じる必要がある。</p> <p>・国会附帯決議等を踏まえ、廃金属水銀の長期的管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係書の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退蔵された水銀血圧計等の回収促進を図る必要がある。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法施行後の適切な制度運用を図る必要がある。</p> <p>・埋設農薬について、引き続き適正処理を推進していく必要がある。</p>	<p>【1(4)有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築】</p> <p>①アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。</p> <p>⑤水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。</p>

		<p>ようにしたことを盛り込み、一日でも早い処理完了に向けた取組を強化した【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉛の適正処理について、例えば、製造事業者による鉛蓄電池のリサイクルシステムが構築されている。【環境省】 ●水銀に関する水俣条約の発効により水銀需要が減少すれば、これまで有価物として扱われていた金属水銀が廃棄物となることが想定されることから、中央環境審議会の答申を踏まえ、廃金属水銀を特別管理廃棄物へ指定すること等について、廃棄物処理法の政令改正及び省令等改正（平成27年12月）により措置。このほか、平成27年8月の中央環境審議会の答申を踏まえ、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）（平成27年6月）等において、「水銀含有再生資源」（水銀等又はこれらを含む物）として、バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業（再生利用等）がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質等を除く）のうち有用なものについて、管理方法等を規定（平成27年11・12月）【環境省】 ●埋設農薬処理計画の事業等のための支援や、処理完了後の安全性を確認するため、周辺環境の水質調査等に対する支援の実施【農林水産省】 			
B. 大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置場の確保、災害に耐え得る浄化槽の	—	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年に災害廃棄物対策指針を策定するとともに、平成27年2月に「巨大地震発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を策定【環境省】 ●全国8か所に地域ブロック協議会等を設置し、広域処理体制の整備等の事前の備えを強化するため、地 	<p>(○) 廃棄物処理の広域的な連携体制の構築等が進められている。</p> <p>(△) 自治体が災害廃棄物処理計画や仮置場の確保等を進めているが、十分に組み込まれていない状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、平時から災害時における廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため全国単位、地域ブロック単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進める必要がある。 ・引き続き、浄化槽の耐久性向上や基準確立の調査検討、災害に強い浄化槽の設置の推進等の取組を進める必要がある。 	<p>【1（5）災害時の廃棄物処理システムの強化】</p> <p>①東日本大震災における災害廃棄物処理の対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、それを踏まえ、災害の被害規模の段階（ステージ）や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。</p> <p>②大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、(ア) 地方公共団体間の連携、(イ) 民間事業者等との連携、(ウ) 仮置場の確保を促す。実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に</p>

	<p>設置推進等を行う。</p>		<p>域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議を開始。自治体向けの災害廃棄物対策のセミナーや訓練等を実施。中部ブロックにおいて、広域連携計画（第一版）を平成28年3月に策定するなど、広域連携に向けた計画に関する検討を実施。【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成26年3月にとりまとめられた災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画の作成及び仮置場の確保等について、地域ブロック協議会等を利用し周知。【環境省】 ●平成27年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」公布、同年8月6日に施行【環境省】 ●平成27年9月に災害廃棄物のエキスパートとして環境大臣が任命した有識者や技術者、業界団体等からなる災害廃棄物処理支援ネットワークを発足【環境省】 ●平成27年11月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定【環境省】 ●平成27年9月関東・東北豪雨災害における災害廃棄物処理の支援に加え、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるよう、技術的な支援を実施。【環境省】 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行を受け、廃棄物処理法に基づく基本方針への災害廃棄物対策事項を追加（平成28年1月に改訂版を告示）【環境省】 ●平成27年度の調査において、浄化槽の耐久性向上や基準確立に関する調査検討を行った上、災害に強い浄化槽の設置を推進【環境省】 	<p>(○) 災害に耐え得る浄化槽の設置の推進が進められている。</p>		<p>実施する。 また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。</p>
--	------------------	--	---	--------------------------------------	--	--

<p>C. リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(×) 有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法についての取組は進展していない。</p>	<p>・プラスチックなどについての有害物質規制の強化によって、リサイクルが阻害される恐れがあることから、国際的動向も踏まえつつ対策を検討する必要がある。</p>	<p>【1(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築】 ③リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。</p>
<p>D. 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。</p>	<p>・最終処分場残余容量</p>	<p>●廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、一般廃棄物最終処分場の残余年数を20年分（平成29年度）とする重点目標を定め、さらに、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き循環型社会形成推進交付金の対象事業とした。 【環境省】</p> <p>●産業廃棄物処理施設のモデル的整備を実施し、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進（モデル事業実施数：平成26年度3事業、平成27年度2事業） 【環境省】</p> <p>●港湾整備に伴う浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京湾等で海面処分場を計画的に整備【国土交通省】</p>	<p>(△) 一般廃棄物は平成26年度で20.1年、産業廃棄物は平成25年度で14.7年と目標達成に向けて着実に推移しているが、一方で残余容量は減少しており、また、地域偏在が見られる。</p>	<p>・廃棄物処理施設や最終処分場の設置等は、循環型社会形成や巨大災害対応に必要不可欠な施設であり、今後一層、循環型社会形成推進交付金等や廃棄物処理センター指定、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の認定等で支援を行う必要がある。</p> <p>・港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、引き続き計画的に整備する必要がある。</p>	<p>【6(2) 最終処分場の確保等】 ①一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行い、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。また、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。 ②産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。 ③港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。 ④陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃油を受け入れる施設を確保する。</p>
<p>E. 廃棄物の適正な処分の確保を図るとともに、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の把握に資するため、産業廃棄物の移動や処理の状況を電子的に把握できる電子マニフェストの普及を促進する。</p>	<p>・電子マニフェストの普及率</p>	<p>【再掲】●産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るためのシステム改良や講習会等を実施【環境省】</p>	<p>【再掲】(△) 電子マニフェストは着実に普及しているものの、平成28年度目標の達成は難しい状況。</p>	<p>【再掲】・今後一層、電子マニフェストのシステム改善・普及啓発に努める必要がある。</p>	<p>【6(1) 不法投棄・不適切処理対策】 ⑤産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p>

<p>⑦ 国際的な取組の推進</p>	<p>A. 開発途上国においては、有用金属の他、鉛などの有害物質が含まれる電気電子機器廃棄物やこれが混ざったスクラップ、プラスチック等の不適正処理による環境及び健康への悪影響の懸念が高まっている。他方で、これらの循環資源は貴重な国内資源であり、これを国内で循環利用すれば、新たな天然資源の投入の抑制にもつながる。</p> <p>上記を踏まえ、開発途上国の旺盛な資源需要を背景に輸出が増加している循環資源について、国内での利用の促進を図る。このため、リユースの普及や水平リサイクル等の高付加価値化・低コスト化に向けた技術開発、普及支援、人材育成などの必要な環境整備を行う。</p>	<p>・小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量</p> <p>・家電リサイクル法に基づく回収率</p>	<p>●地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなど、廃棄物等の不法輸出入防止に関する水際対策に積極的に取り組む。【環境省・経済産業省】</p> <p>●不法輸出入に係る国際的な連携強化を図るため、毎年度アジア太平洋地域（10か国程度）のバーゼル条約担当官による有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催【環境省】</p> <p>●廃棄物等の輸出入を行う事業者に対して、全国でバーゼル法等の説明会を開催するなど、事業者への手続き案内等の拡充を図った【環境省、経済産業省】</p> <p>●循環資源の越境移動をめぐり近年生じている課題に対応するため、有識者による検討会（「廃棄物等の越境移動等の適正化検討会」（平成27年9月～28年3月））を実施。今後の取組の方向を示した報告書を取りまとめ、平成28年4月に公表。【環境省】</p> <p>（「リユースの普及や水平リサイクル等の高付加価値化・低コスト化に向けた技術開発、普及支援、人材育成などの必要な環境整備」については、『重点検討項目①：「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化』において、対応している。）</p>	<p>（△）家電リサイクル法対象品目の回収率は、53.1%（平成26年度）となっており、エアコンなどスクラップとして海外に流出したのもも一定量あるとみられている。</p>	<p>・不法輸出入監視強化については、関係省庁との連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携について、一層進める必要がある。</p> <p>・国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>【9（2）循環資源の輸出入に係る対応】</p> <p>①有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p> <p>②途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p> <p>このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>③石炭灰、高炉水砕スラグなど、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p> <p>④国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>
	<p>B. 現在、国内で住民が分別排出した循環資源が持ち去られる事例（違法な不用品業者により回収される事例を含む。）が増加しており、特に電気電子機器廃棄物については、持ち去られた後、海外に不適正に輸出さ</p>	<p>・小型家電リサイクル法に基づき再資源化を目的として回収された小型家電の量</p> <p>・家電リサイクル法に基づく回収率</p>	<p>●使用済家電製品の廃棄物該当性に関する通知を自治体に対し発出【環境省】</p> <p>●適正なリユースを判断するための使用済電気電子機器の輸出時における中古品判断基準を運用開始【環境省・経済産業省】</p> <p>●市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報や指導</p>	<p>（△）資源の持ち去り対策については、自治体条例で対応しているケースも見られるが、十分には対応できていない。</p> <p>（△）違法な不用品回収業者対策については、自治体等による十分な指導や取締りが困難な状況。</p>	<p>・適正な資源循環を確保するため、資源の持ち去り対策を一層強化する必要がある。</p> <p>・違法な不用品回収業者については、自治体等による指導・取締りが困難な状況であることから、今後、住民の利便性の向上や指導・取締りがしやすい仕組みづくりを進める必要がある。</p>	<p>【6（1）不法投棄・不適切処理対策】</p> <p>⑥家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>

	<p>れたり、国内で不法投棄されたりしているものもあると考えられる。このため、適正な資源循環を確保する観点から、廃棄物処理法の厳格な運用などにより、資源の持ち去り対策を強化する。</p>		<p>のための研修を実施【環境省】</p>			
<p>C. 我が国は世界的に見て高水準の資源回収技術を有することから、途上国では適正な処理が困難であるが我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p>	<p>—</p>	<p>●環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、バーゼル法規制対象物の輸入に係る各種手続きの迅速化・簡素化のため、バーゼル法施行規則等の関係省令等を改正、施行【環境省・経済産業省】</p> <p>【再掲】</p> <p>●廃棄物等の輸出入を行う事業者に対して、全国でバーゼル法等の説明会を開催するなど、事業者への手続き案内等の拡充を図った【環境省、経済産業省】</p> <p>【再掲】</p> <p>●循環資源の越境移動をめぐる近年生じている課題に対応するため、有識者による検討会（「廃棄物等の越境移動等の適正化検討会」（平成27年9月～28年3月））を実施。今後の取組の方向を示した報告書を取りまとめ、平成28年4月に公表。【環境省】</p> <p>●港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用【国土交通省】</p>	<p>(△) バーゼル法に基づく金属回収目的の二次資源（電子部品スクラップ等）の輸入について、国内に環境上適正な管理が可能なりサイクル施設があり、受入れ余力があるが、我が国での手続きに時間がかかるため、他国との二次資源の獲得競争に負けているとの事業者の声がある。途上国における環境負荷軽減や二次資源の有効活用の促進のため、更なる取組が必要。</p>	<p>【再掲】</p> <p>・国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>・国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性を考慮し、引き続き積み替えや保管の効率化を進める必要がある。</p>	<p>【9（2）循環資源の輸出入に係る対応】</p> <p>②途上国では適正な処理が困難であるもの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p> <p>このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>④国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>	<p>【9（2）循環資源の輸出入に係る対応】</p> <p>①有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p>
<p>D. 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、我が国から輸出される有害廃棄物等の不正輸出を防止するための水際対策を</p>	<p>—</p>	<p>【再掲】</p> <p>●地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなど、廃棄物等の不法輸出入防止に関する水際対策に積極的に取り組む。【環境省、経済産業省】</p>	<p>(○) 地方環境事務所を中心に、税関と連携して、バーゼル法・廃棄物処法に基づく水際対策に取り組んでいる。</p> <p>(△) 使用済家電等が混入した金属スクラップ等について、水際におけ</p>	<p>・不法輸出入監視強化については、関係省庁との連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機関との連携について、一層進める必要がある。</p> <p>・水際対策の現場で客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することで、取締りの実効性を確保する必要がある。</p>	<p>【9（2）循環資源の輸出入に係る対応】</p> <p>①有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p>	<p>【9（2）循環資源の輸出入に係る対応】</p> <p>①有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p>

強化する。		<ul style="list-style-type: none"> ●不法輸出入防止に係る国際的な連携強化を図るため、毎年度アジア太平洋地域（10か国程度）のバーゼル条約担当官による有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催【環境省】 	<p>る規制対象物が否かの判断が困難であり、取締りに限界。</p>		
<p>E. 我が国との経済的なつながりの深い東アジア各国においても循環型社会が構築されるよう、アジア 3R 推進フォーラムにおいて、3R 推進に関する合意形成を図る。</p> <p>また、東アジア各国の廃棄物・リサイクル技術の改善に向け、人材育成、法制度の整備等の支援や学術・研究面での交流を進める。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ●アジアで 3 R 国家戦略の策定を進めるとともに、3 R 関連事業形成や政策立案促進に向け、毎年度、アジア太平洋 3 R 推進フォーラム会合を開催【環境省】 ●平成 26 年、3 R の効果的な実行に向けた国家間協力、都市間・地方自治体協力、産業界・NGO 連携等の推進を表明する「スラバヤ 3 R 宣言」を採択【環境省】 ●JICA による専門家の派遣等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会形成を支援【環境省・外務省】 	<p>(○) アジア 3 R 推進フォーラムを開催して 3 R 推進に係る合意形成を図るとともに、人材育成、法制度の整備等の支援を進めている。</p>	<p>・アジア各国において循環型社会が構築されるよう、引き続き、3 R 推進に関する合意形成を図るとともに、人材育成・法制度の整備等の支援や交流を進める必要がある。</p>	<p>【9 (1) 3 R 国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援】</p> <p>①我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア 3 R 推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3 R 推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。</p> <p>②アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3 R 国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA 等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。</p>

<p>F. 地球規模の持続可能な資源管理、有害廃棄物等の適正な管理への貢献を図るため、UNEP、OECD、バーゼル条約の取組等を支援するとともに、それらの国際的枠組みの中に我が国の最新の知見・取組を反映させる。</p>	<p>—</p>	<p>●バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（E S M）に関するフレームワークについて、専門家作業グループに専門家を派遣し、E S Mフレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献。また、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及びストックホルム条約で考慮すべきとされているP C B廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、P C B廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットし他のP O P s 廃棄物ガイドラインの策定又は改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献【環境省】</p> <p>●G 7エルマウ・サミットにおいて設立が合意された資源効率性のためのG 7アライアンスに関し、3回開催されたワークショップに参加し、関係者との意見交換を実施した。個別分野のワークショップ等についてもフォローアップ【環境省・経済産業省】</p>	<p>(○) UNEP、バーゼル条約の取組等において、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットし、国際的な議論の進展に貢献。</p>	<p>・新たにストックホルム条約の規制対象物質となった物質についてP O P s 廃棄物ガイドラインを策定すること等が決定されており、引き続き、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットする必要がある。</p> <p>・引き続きUNEP/IRPやOECDの取組を支援し、我が国の知見・取組を反映させる必要がある。</p>	<p>【9（1）3 R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援】</p> <p>⑧OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3 R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。</p> <p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p>
---	----------	---	--	---	--